

市街化調整区域の土地利用のあり方検討小委員会運営要領

平成19年8月1日

改正 平成21年4月6日

(趣旨)

第1条 箕面市都市計画審議会(以下「審議会」という。)において、市長が審議会に諮問する「市街化調整区域の土地利用のあり方」を審議するにあたり、審議会に市街化調整区域の土地利用のあり方検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設けることが承認されたことから、小委員会での検討作業を有効かつ円滑に運営するための必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 小委員会は、市街化調整区域の土地利用のあり方に関して専門的見地(都市・農地政策、まちづくり、緑農、環境、公共政策、法律、農業)からの情報交換、意見交換を行うことにより、より多角的な視点で、総合的な検討を行うものとする。

2 小委員会は、審議会での議論を円滑に進めるための検討資料等を作成するものとする。

(組織)

第3条 小委員会の構成は別表のとおりとし、座長は審議会の会長が審議会に諮って定めるものとする。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が座長の職務を代理するものとする。

(会議)

第4条 小委員会は、必要に応じて座長が招集するものとする。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 小委員会の庶務は、みどりまちづくり部まちづくり政策課において行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営について必要な事項は、座長が小委員会に諮って定めるものとする。

別表(第3条関係)

専門分野	氏名	備考	
都市・農地政策	増田 昇	大阪府立大学	審議会委員
まちづくり	弘本由香里	大阪ガス(株)	審議会委員
農業	笹川吉嗣	農業委員会	審議会委員
緑農	大西敏夫	和歌山大学	臨時委員
環境	澤木昌典	大阪大学	臨時委員
法律	高橋明男	大阪大学	臨時委員